

京都大学国際融合創造センター規程の全部を改正する規程

(平成十六年達示第五十四号)

京都大学国際融合創造センター規程(平成十三年達示第一号)の全部を次のように改正する。

京都大学国際融合創造センター規程

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学国際融合創造センター(以下「国際融合創造センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 国際融合創造センターは、国際的な視野に立ち、学問分野の融合及び産業界等との連携により、知的財産権による知的創造サイクルの形成、ベンチャーの創出及び新産業創成に繋がる独創的先端研究を推進し、京都大学の社会への貢献を具現化することを目的とする。

(センター長)

第三条 国際融合創造センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任されることができる。

4 センター長は、国際融合創造センターの所務を掌理する。

5 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名する者がその職務を代理する。

6 センター長が欠けたときは、あらかじめセンター長が指名する者がその職務を行う。

(協議員会)

第四条 国際融合創造センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

(運営審議会)

第五条 国際融合創造センターに、その管理運営に関し協議員会の定める事項について審議するため、運営審議会を置く。

2 運営審議会に関し必要な事項は、運営審議会が定める。

(部門)

第六条 国際融合創造センターに、次に掲げる部門を置く。

融合部門

創造部門

(研究科の教育への協力)

第七条 国際融合創造センターは、運営審議会の議を経て、センター長が定める研究科の教育に協力するものとする。

(事務組織)

第八条 国際融合創造センターに置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成十六年達示第六十号）の定めるところによる。
(内部組織)

第九条 この規程に定めるもののほか、国際融合創造センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命するセンター長の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。
- 3 次に掲げる規程は、廃止する。
 - 一 京都大学国際融合創造センター協議委員会規程（平成十三年達示第二号）
 - 二 京都大学国際融合創造センター運営委員会規程（平成十三年達示第三号）
 - 三 京都大学国際融合創造センター長候補者選考規程（平成十三年達示第四号）